

令和4年第6回教育委員会定例会 会議録

■ 開催日時

令和4年6月24日（金） 13時31分開会
14時21分閉会

■ 開催場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	紺屋 聖一
教育総務課長兼学校整備室長	上村 圭一郎
学校教育課長	山下 信久
社会教育課長	村元 重夫
歴史文化課長	上蘭 浩司
学校給食センター所長	小吉 建治
指宿商業高等学校事務長	出島 雅彦
学校整備室主幹兼望ましい学校づくり推進係長	東 孝一
歴史文化課主査	内山 正人

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の非公開について
- (7) 議事

- ・ 日程第1 報告第4号 令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
- ・ 日程第2 報告第5号 指宿市社会教育委員及び指宿市公民館運営審議会委員の委嘱について

- ・ 日程第3 報告第6号 指宿市図書館協議会委員の任命について
 - ・ 日程第4 議案第34号 指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について
 - ・ 日程第5 議案第35号 指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - ・ 日程第6 議案第36号 指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和4年第6回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和4年第5回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますので、ご覧ください。

1 項目目でございます。

5月31日、指宿市児童生徒安全推進会議がございました。安全対策について、各団体、関係学校から、現状や安全についてのご指導をいただいたところでございます。

2 項目目でございます。

6月9日、新市民会館の視察に行っていました。完成した市民会館はとてすばらしく、歴史文化課長や、工事責任者から丁寧に案内していただきました。特に、指宿を象徴する緞帳に感動いたしたところでございます。その後、今後、開催されるイベントについて協議をいたしました。

3項目目でございます。

6月13日、第75回指宿温泉祭運営委員会の総会に出席してまいりました。今後のスケジュール等についての説明がございました。

4項目目でございます。

6月14日、令和4年第2回指宿市議会定例会の招集がございました。

5項目目でございます。

6月17日、第1回学校給食センター運営委員会がございました。決算等の協議がなされ、給食費、指宿旬の野菜の日の取組等の状況報告がありました。

6項目目でございます。

6月20日、指宿商業高校部活動の女子ソフトテニス部、女子バレーボール部、ワープロ部の皆さんが、表敬訪問してくれました。今後、ソフトテニス部につきましては、愛媛県で開催されるインターハイに向け、女子バレーボール部（ビーチバレー）につきましては、大分で開催される九州国体に向け、ワープロ部につきましては、リモートで開催される九州大会に向けて、激励を述べさせていただいたところでした。

7項目目でございます。

本日、6月24日の午前中、指宿ライオンズクラブより新入学生児童への名入り鉛筆の贈呈式がございました。毎年、新1年生への名前入り鉛筆というすてきなプレゼントを頂いております。ライオンズクラブの方々に、丁寧に感謝の意を述べさせていただきました。

以上で、教育長報告を終わらせていただきます。

6 会議の非公開について

(吉元教育長)

次に、本日の会議の非公開についてお諮りいたします。

本日の会議の議事のうち、日程第6、議案第36号については、奨学生の選考に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第4号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第1，報告第4号，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，別冊の3ページをご覧ください。

まず，今回の補正予算の号数についてご説明いたします。

議案の名称につきましては，補正予算（第5号）と申し上げましたが，別冊資料の補正予算は，第4号となっております。これは，第2回市議会定例会の開会日である6月14日に提出した際には，この補正予算は，第4号で提出されております。

また，同日に，補正予算（第5号）が提出されましたが，第5号は同日に可決されましたので，補正予算（第5号）が第4号となり，補正予算（第4号）が第5号になったところであります。これにより，別冊資料のうち，議会へ提出されたものについては，第4号のままとし，議案としては第5号になったことから，本日報告いたします補正予算につきましては，第5号として報告させていただくものであります。

なお，資料中「第4号」とあるのは，「第5号」と読み替えて説明いたしますので，ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは，別冊資料の3ページをご覧ください。

令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）は，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ，5億4,751万3千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，269億5,011万7千円としたものであります。

12ページをご覧ください。

中ほどになりますが，款9教育費は，4,422万5千円を増額し，歳出の総額が33億4,723万3千円となりました。

歳入からご説明いたしますので，13ページをご覧ください。

款15国庫支出金 項2国庫補助金 目1総務費国庫補助金 節1総務管理費補助金1億6,720万9千円のうち，教育委員会所管分は2,978万7千円で，その内訳は，修学旅行等キャンセル料補助，スクールバスドアバイザー設置，千歳市との交流事業，夢の教室事業，山川図書館空調機取替，時遊館COCCO橋傘礼及び市民会館に係る公共施設予約システム導入，学校給食費負担軽減事業に，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,932万1千円を充当しようとするものと，時遊館COCCOはしむれの予約システム導入にデジタル田園都市国家構想推進交付金46万6千円を充当しようとするものであります。

14ページをご覧ください。

目7教育費国庫補助金 節3社会教育費補助金338万4千円は，指宿市文化財保存活用地域計画策定に係る文化庁の文化芸術振興費補助金の補助率が変更になったことに伴う82万円の減額と，今和泉校区公民館塔屋解体工事に社会資本整備総合交付金283万円を充当するものと，国宝重要文化財等保存・活用事業に国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金137万4千円を充当しようとするものであります。

15ページをご覧ください。

款19繰入金 項2基金繰入金 目3ふるさと応援基金繰入金 節1ふるさと応援基金繰入金のうち、教育委員会所管分は260万円の減額で、青少年交流事業及びこころのプロジェクト夢の教室事業の事業見直しに伴う、基金繰入金の減額であります。

16ページをご覧ください。

款22市債 項1市債 目8教育債 節4社会教育債2,400万円は、旧指宿市民会館の解体工事設計業務委託及びアスベスト調査業務委託に係る市債であります。

同じく、節5保健体育債180万円は、山川学校給食センター調理室等給湯配管改修工事設計業務委託に係る市債であります。

次に、歳出をご説明いたしますが、今回の歳出の補正予算につきましては、通常の補正予算と、市長の市政運営の重要項目である市の財政再建に係る経常経費等の見直しによる補正予算を計上してあります。

まず、通常の補正予算をご説明いたしますので、21ページをご覧ください。

今回、補正した事業の概要について、お示ししてあります。

学校整備室の小学校管理総務費106万円の補正は、川尻小学校1・2年生の複式学級移行に伴う、スライダー黒板設置のための工事請負費及びランドセルロッカー購入のための備品購入費であります。

学校教育課のスクールバス運行・管理事業費44万円の補正は、山川小学校スクールバスのドア及び窓にバイザーを設置し、雨天時にも車内換気を徹底することで、より一層、新型コロナウイルス感染症対策に努めようとするものであります。

中学校教育推進事業費37万円の補正は、新型コロナウイルス感染の影響による開聞中学校修学旅行のキャンセル料に係る補助金を増額するものであります。

社会教育課の公民館施設管理費913万円の補正は、今和泉校区公民館の屋上にあるコンクリートブロック造の塔屋に耐震性がないことが判明していることから、利用者の安全安心の確保を図るため、その解体及び除去工事を行おうとするものであります。

図書館管理運営費36万1千円の補正は、山川図書館の空調機のうち、1階休憩室兼更衣室のシングルタイプ1基、1階児童開架室のシングルタイプ1基、2階第3学習室のツインタイプ2基の計4基が令和4年3月に完全に故障し、いずれも平成7年の図書館開館時からのものであり、交換部品がないことから、室内機及び室外機等一式の取替修繕を行おうとするものであります。

歴史文化課の文化財保護費137万4千円の補正は、枚聞神社が実施する松梅蒔絵櫛笥附属品並目録共一合修復事業に対する補助金を増額するものであります。

文化財保存活用地域計画事業費11万5千円の減額は、文化庁の文化芸術振興費補助金の減額に伴い、文化財保存活用地域計画事業費の見直しを行い、消耗品費を減額するものであります。

市民会館管理費2,536万円の補正は、旧指宿市民会館の解体工事設計費とアスベスト調査費に係る委託料を増額するものであります。

学校給食センターの山川給食センター費262万5千円の補正は、山川学校給食センター調理室給湯配管改修工事の設計業務委託料、山川給食センター調理室等給湯配管一部布設替え及び給湯器設置業務委託料であります。

指宿商業高校の学校管理費132万円の補正は、成績管理や学籍情報等を一元管理する校務支援システムについて、県立学校と同一仕様の統合型システムを導入するための使用料でありま

す。

教育振興費451万円の補正は、学科再編により新設された「情報マネジメント科」の令和5年度入学生用として使用するタブレット端末40台及び周辺機器等を購入するものであります。

なお、ただいま申しあげました教育委員会所管分の補正につきましては、右端に予算書の掲載ページを記載しております。

22ページをご覧ください。

次に、当初予算の経常経費等の見直しによる補正について、ご説明いたします。

学校整備室は、小学校管理総務費のうち委託料75万円と、中学校管理総務費のうち委託料118万円を減額いたしました。これらの内容は、小学校及び中学校の施設改修に係る設計業務委託を見直したものであります。

学校教育課は、青少年交流事業費のうち負担金補助及び交付金100万円と、こころのプロジェクト夢の教室事業のうち委託料90万円を減額いたしました。これらの内容は、従来のホームステイによる交流をオンライン交流へ変更したもので、従来は各学校で実施していた夢の教室をオンライン授業に変更したものであります。

社会教育課は、二十歳を祝う式事業費のうち需用費20万円と役務費1万8千円、青少年健全育成費のうち負担金補助及び交付金50万円、社会教育団体育成事業費のうち負担金補助及び交付金25万7千円を減額いたしました。これらの内容は、二十歳を祝う式の進め方を再考し、効率化を図ったもの、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域青少年体験事業の参加者の減を見込んだもの、新型コロナウイルス感染症の影響により、市PTA連合会の繰越金が増加したため補助金を見直したものであります。

歴史文化課は、文化財保護費のうち報酬2万4千円及び使用料及び賃借料5千円、時遊館COCOはしむれ管理費のうち需用費6万8千円、市民会館管理費のうち需用費3万3千円を減額いたしました。これらの内容は、文化財保護審議会の開催回数を見直したもので、博物館年報・紀要の作成冊数を見直したもので、新指宿市民会館ポスター印刷を見直したものであります。

指宿商業高等学校は、永化観光経営高等学校ホームステイ事業費のうち報酬16万1千円、旅費10万円、使用料及び賃借料8千円、負担金補助及び交付金7万5千円を減額いたしました。これらの内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、韓国の永化観光経営高等学校とのホームステイ事業の実施が困難と見込まれるため、減額したものであります。

なお、今回の当初予算の見直しによる減額補正は、教育委員会所管分の合計が527万9千円です。

次に7ページをご覧ください。

繰越明許費について、ご説明申し上げます。

旧指宿市民会館の解体工事に係る設計業務委託について、年度内に完成する見込みがないことから、繰越明許費を設定するものであります。

以上で、報告第4号、令和4年度指宿市一般会計補正予算（第5号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についての、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1，報告第4号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2，報告第5号，指宿市社会教育委員及び指宿市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第2，報告第5号，指宿市社会教育委員及び指宿市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市社会教育委員条例第3条の規定に基づき指宿市社会教育委員を、指宿市立公民館条例第5条第1項の規定に基づき指宿市公民館運営審議会の委員を、次のとおり委嘱したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市社会教育委員条例第3条において、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、指宿市教育委員会が委嘱する」となっており、指宿市立公民館条例第5条第1項において、「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、指宿市教育委員会が委嘱する」となっており、お示しのとおり、12名の委員を委嘱したところであります。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

以上で、報告を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2，報告第5号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3，報告第6号，指宿市図書館協議会委員の任命についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第3，報告第6号，指宿市図書館協議会委員の任命について，ご説明を申し上げます。
資料の4ページをご覧ください。

指宿市立図書館条例第9条第1項の規定に基づき，指宿市図書館協議会の委員を次のとおり任命したので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第2項の規定により報告するものであります。

指宿市立図書館条例第9条第1項において，「協議会の委員は，学校教育及び社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から，教育委員会が任命する」と，同条第2項では「委員の定数は，6人以内とする」となっており，お示しのとおり，6名の委員を任命したところであります。

なお，任期は，令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

以上で，報告を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(中村委員)

新しい方が4名就任されておりますが，この方々は推薦されたものなのか，選考基準が何かあったのか教えてください。

(村元課長)

学校教育の関係者2名につきましては，山川中学校の校長先生は，校長会に依頼を行いまして，そこで推薦をいただいたところでございます。丹波小学校図書館事務職員の方につきましては，読書に精通されていることはもとより，図書館のサービスといったことについて，学校図書館事務職員の方の中から，適任者がいないかというのを指宿・山川図書館長にも相談しながら，推薦していただきまして，教育長・部長にも相談をして選考した形となっております。

社会教育の関係者は，今回は再任の方が1名，新任の方が1名となっておりますが，新任の方につきましては，社会教育の中でも図書館行政あるいは読書教育，そういったものに詳しい方がいないかどうかを，指宿・山川図書館の両館長にも意見を伺いながら，推薦させていただいております。

それから，家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで，上川路さんが挙がっております。こちらにつきましては，家庭教育関係者の中で，顕著な活動を執り行っている方々がいなかったかというのを，我々のほうでも適任者を探しまして，選考し，一番適任であろうという方を教育長とも相談しながら選定させていただきました。

学識経験者につきましては，鹿児島国際大学の岩下准教授ということで，もう3期目ですが，やはり図書館学というのに詳しい方がいだろうということで，大学の教授といった方々を例年，選定させていただいております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第3，報告第6号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4，議案第34号，指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第4，議案第34号，指宿市立市民会館条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市立市民会館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

本案は、新指宿市民会館が令和4年7月31日に供用開始されることに伴い、附属設備の使用料と、様式を新施設に合わせた内容に改め、また、山川文化ホールについては、老朽化により使用不能となっている附属設備があることから、附属設備の使用料を現状に合わせた内容に改めたいことから、この規則の所要の改正をしようとするものであります。

なお、附則において、施行期日を令和4年7月31日にしようとするものであり、経過措置として、改正後の規則の規定は、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

改正内容の詳細につきましては、歴史文化課長がご説明を申し上げます。

(上蘭課長)

それでは、改正の概要について、新旧対照表でご説明いたしますので、資料の13ページをご覧ください。

まず、別表第1，指宿市民会館附属設備使用料について、ご説明いたします。

改正箇所につきましては、それぞれアンダーラインを引いております。上から順にご説明いたします。

種別「舞台設備」の上から3段名「松・竹羽目」の品名を「松羽目ドロップ幕」に改め、その2段下「指揮台」の単位を「1台」から「1式」に、金額を「180円」から「210円」に、備考欄に「譜面台を含む」を追加、その1段下の「譜面台」と、その3段下の「蹴込」の行を削除し、その1段下の「音響反射板」の備考欄の「正面、天井」を「側面、天井」に改め、次のページ1番上「司会者台」の品名を「司会台」に改めようとするものです。

次に、種別「照明設備」の1番上「フットライト」の行を削除し、その1段下の「サブボーダーライト」の品名を「ボーダーライト」に改め、その1段下の「サスペンションライト(1kw)」の行の次に1行挿入し、品名「サスペンションライト(0.75kw)」，単位「1台」，金額「180円」を追加、その1段下の「サスペンションライト(0.5kw)」の行の次に1行挿入し、品名「L

EDライト」, 単位「1式」, 金額「250円」を追加, その4段下の「スポットライト (1kw)」の行の次に1行挿入し, 品名「スポットライト (0.75kw)」, 単位「1台」, 金額「180円」を追加, 4段下の「ストリップライト」の行の単位「1列」を「1台」に, 金額「310円」を「210円」に改め, その1段下の「オーロラマシン」, 次のページ1番上の「オーバーヘッドマシン」, その1段下の「先玉」, その2段下の「星球」の行を削除しようとするものです。

次に, 種別「音響設備」の1番上「マイク (大ホール)」の品名を「マイク」に改め, その1段下「マイク (大会議室)」の行を削除し, その3段下, 「拡声装置 (大会議室)」の品名を「拡声装置 (リハーサル室)」に改め, その2段下「レコードプレーヤー」, その2段下「MDプレーヤー」とその次の段の「カセットデッキ」の行を削除しようとするものです。

16ページをご覧ください。

種別「その他の設備」の上から3番目「液晶プロジェクター」の品名を「プロジェクター」に改めようとするものです。

次に, 別表第2, 山川文化ホール附属設備使用料について, ご説明いたします。

種別「照明設備」の1番上「フットライト」の行を削除し, その次に1行挿入し品名「 Horizontライト アッパー」, 単位「1列」, 金額「210円」を追加, その次の行「フロアー Horizontライト」の品名を「Horizontライト ロアー」に, その1段下「第2ボーダーライト」の品名を「ボーダーライト」に, その1段下「サスペンションライト」の品名を「サスペンションライト (1kw)」に改め, その1段下「アッパー Horizontライト」の行を削除し, その次の行に1行挿入し, 品名「サスペンションライト (0.5kw)」, 単位「1台」, 金額「150円」を追加, 次のページ1番上の「サイドフロットスポット」の品名を「サイドフロットスポットライト」に改めようとするものです。

次に, 種別「音響設備」の1番上, 「マイク (スタンド床上型)」の品名を「マイク」に改め, 備考欄に「スタンド付き」を追加, その1段下の「マイク (卓上型)」の行を削除し, その1段下「ワイヤレスマイク」の単位を「1個」から「1チャンネル」に改め, その2段下「カセットデッキ」の行を削除しようとするものです。

次に, 種別「その他の設備」の2段目の「映写機」, 3段目の「O. H. P」, 4段目の「液晶プロジェクター」の行を削除し, 1番下の「コンセント」の金額を「100円」から「150円」に改めようとするものです。

18ページをご覧ください。

次に, 第1号様式, 市民会館使用許可申請書について, ご説明いたします。

様式2段目, 使用日時欄の「平 土 日 休」に係る部分及び区分「3回目」の行を削除, 次の段, 使用施設欄を「指宿」と「山川」に分け, それぞれ施設名称を整理し, 「冷 暖」の列を削除, その5段下, 使用料欄に「E」の列を追加しようとするものです。

19ページをご覧ください。

次に, 第2号様式, 市民会館使用許可書について, ご説明いたします。

様式2段目, 使用日時欄の「平 土 日 休」に係る部分及び区分「3回目」の行を削除, 次の段, 使用施設欄を「指宿」と「山川」に分け, それぞれ施設名称を整理し, 「冷 暖」の列を削除, 1番下の段, その他必要な事項欄の文言を整理し, 「指宿市立市民会館条例及び指宿市立市民会館条例施行規則の規定に従うこと。」に改めようとするものです。

20ページをご覧ください。

次に, 第4号様式, 市民会館使用料減免申請書について, ご説明いたします。

様式1番上、使用日時欄の「平 土 日 休」に係る部分を削除しようとするものです。
以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対して、ご質疑・ご意見等ございませんか。

(福富委員)

施設使用料がほとんど据え置きなのに対して、コンセントが50円値上がりしている理由と、電気代が高騰してきておりますが、冷暖房代などはそのまま採算が取れるのか、今後、上がる予定があるのか教えてください。

(上蘭課長)

コンセントにつきましては、近隣の施設等とのバランスを考慮しまして、50円値上げしたものです。

電気料につきましては、今の時点で算定はできないものですから、6・7月分の稼働状況を見ながら、今後、改めて算定をしていく予定でございます。

(別府委員)

市民会館の附属設備使用料ですが、そもそもの本体を借りるといった場合の使用料というのは、特には設けていないのでしょうか。

(上蘭課長)

3月の議会で、それについては定めております。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第34号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第34号は、提案のとおり可決することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第35号、指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(紺屋部長)

日程第5，議案第35号，指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について，提案のご説明を申し上げます。

資料の21ページをご覧ください。

議案第33号（令和4年5月27日議決）「指宿市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」により委嘱した委員を次のとおり変更したいので，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第17号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

第5回教育委員会定例会において同意をいただいた，指宿市学校給食センター運営委員会の委員17名のうち，学校職員の給食担当者代表の才田和代氏を，神園律子氏に変更するものであります。

なお，変更日は，令和4年7月1日とし，変更前の委員の任期は，令和4年6月1日から令和4年6月30日までの1か月となり，変更後の委員の任期は，令和4年7月1日から令和5年5月31日までの11か月となります。

以上で，説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので，質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第35号については，提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは，日程第5，議案第35号は，提案のとおり同意することといたします。

議 事（非公開）

日程第6 議案第36号 「指宿市新小田奨学資金奨学生の選考について」・・・原案同意

(吉元教育長)

以上で，本日，予定されておりました議案等については，全て終了いたしました。

8 その他

(吉元教育長)

これより，その他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会の宣告

(吉元教育長)

以上で、令和4年第6回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。